

徳島県告示第二百九十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第六十七条第一項第一号に掲げる事由によつて次の土地改良区が解散したので、同条第三項の規定により公告する。

令和七年五月二十七日

徳島県知事

後藤田

正

純

土地改良区の事務所所在地及び名称 海部郡海陽町	解散認可年月日
若松土地改良区	令和七年五月七日